

婦人福祉の問題点

— 売春防止法をめぐって —

佐藤 富士郎

一 始めに

昨年9月総理府が国際婦人年に因んで実施した「男女平等に関する世論調査」によると男女を通じて約6割が、女性は職場で平等に扱われていないと感じて居り、家庭でも平等でないとする人の割合の方が多かった。半面男女の社会的地位に差があることを男女とも略7割が是認しているという。

我国では戦後新憲法により婦人参政権、法律上の男女平等、教育の機会均等々戦前の婦人運動が目標とした様々の権利を一举に獲得した。又働く婦人に関しては労働基準法、労働組合法、職業安定所法、国家公務員法その他母子福祉、勤労婦人福祉関係法が制定された。然し世論調査が示すように実情は必ずしも之に沿わない。例えば当面の問題としては男女賃金の格差、若年定年制、結婚退職制、管理職への差別、育児休暇等主として運用面に問題が残る。

然し茲に唯一つ、婦人の社会的地位、婦人の福祉の観点から現代社会の変動の中に取残されている問題がある。それは他ならぬ売春に関する問題である。

廃娼運動は実に我国婦人運動の濫觴であったが、占領時代の波瀾曲折を経て漸く85年振に結実した。売春防止法（昭和31年5月公布）がそれである。本法は昭和33年4月から婦人補導院法（昭和33年3月公布）と共に全面施行となり既に18周年を迎えんとしているが、現在の複雑多様化した売春状況下これによって婦人の福祉は守られているであろうか。

売春防止法は売春という長い因襲一天正十七年豊臣秀吉時代に淵源するといわれる公娼制度（同時に婦人最古の職業）の廃止を意図した我国風俗史上も画期的な立法である。然るに本法はこの間昭和36年第38回国会以来数次の改正要求も通らず今日に至っている。当時売春防止法推進の軸となり超党派的活動を続けた婦人議員も今や後退して当時の39名からわずかに8名である。矯正や、保護更生の第一線関係者の真摯な叫びも空しく、経済成長の繁栄の中に忘却したのか、この画期的立法への関心を識者も政治家も票にならないからであろう、避けて通るように窺われる。揺れ動く性のモラルの中で売春防止法は今重大な危機に立っている。看過出来ぬ問題であり敢て筆を執る次第である。

二 国際婦人年会議と売春問題

昨年6月メキシコで開かれた世界婦人年会議は女性の地位向上について、男女平等の促進、文化の発展への婦人の参加、国際友好と協力等、平和への貢献について133ヶ国の政府代表が集り二週間に亘り論議された。私は窃かに国際婦人年としての観点から売春問題への期待を寄せた。然し会議は「婦人問題」からはづれ平等より貧しさからの解放が先決だとし、先進国による世界の富の独占を改め新世界経済秩序を打立てゝこそ女性解放も可能だとする第三世界

(開発途上国)の主張が各会議を通じて圧倒的だったという。然し乍ら第三世界の女性達はそればかりではなかった。

仄聞の範囲を出ないが、売春の問題で、韓国でのキーサン観光(日本の男性は韓国の女性を奴隷にしている)についての北朝鮮の激しい非難や(我国では韓国教会の訴えに刺戟され昭和48年1月「売春問題ととりくむ会」が発足国会議員やベテラン婦人相談員等22団体参加、反対運動に立上っている)またタイは「売春対策を強化せよ」という決議書を提出したこと(タイ等東南アジア全域に拡がる日本男性のセックスアニマル振り、買春定期便、航空なる悪名高き報道があった)この決議案は「売春は女性の尊厳に対する最も重大な侵害である」とし政府は強圧の方法は避け社会復帰を促す形で婦人や少女が売春に追込まれないような措置をとれている。また戦後後遺症としてサイゴンだけでも30万の売春婦がある訴えなど第三世界の女性達によって明にされた。尚「世界行動計画」の中、国内行動の為の特定分野第9項として、売春についての国際的決意を表明した「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(1950, 3)」について、まだ批准又は加盟していない政府は之を批准・加盟すべきであるとの議題があり、我国は売春防止法成立後国会の承認を経て昭和33年に加入している。

会議最後の南北対立の焦点となった「メキシコ宣言」—これは第三世界側が作成したもの多数決で採択された—の中で女性の地位女性の果すべき役割を挙げ、その中に「強姦売春等の人權侵害をなくすために全世界の女性は団結する」がみられる。我国にとって決して他山の石ではない。これに対し会議の外ではフランスでは売春婦が職業の自由を求めピケを張って教会を占拠、狩込みが厳しく罰金が嵩み生活に困るから検挙を止めよと騒ぎ、これは海を越えてサンフランシスコの同情集会となり、売春婦達が氣勢をあげ「売春取締法はハリウッドで特に厳しいが罰せられるのはいつも女性の方、政界や芸能界の著名人も屢々混るお客の方が罰せられたことがないのは不平等だと処罰の片手落を指摘、最早売春を犯罪として扱うことを止めるか、それとも法を平等に適用するかのどちらかにすべきだと訴えた。(昭和50.6.24前後の各紙)要するに売春婦を守れ、客の男の方も罰せよとの主張である。

メキシコ会議の内では第三世界側が売春問題に触れ、会議の外では先進国側が訴える。男女平等を妨げるものは貧困か享樂か、正に売春問題では対照的であった。

三 売春は犯罪か

性についての刑事法で典型的なものは姦淫(姦通)と売春(男の側からは買春)及び猥褻罪である。姦通については我国では昭和22年憲法施行と同時に行われた刑法の一部改正において廃止されるまで処罰されていた。著しく女性に不利な規定であり平等理念に合せる為に廃止された。

こゝで興味あることは去る昭和45年度日本文化会議が日本人の法意識に関する実態調査の中で「姦通は犯罪として処罰するような法律規定にすべきである」という意見についての賛否を問うた結果、処罰すべきだ52.4%処罰すべきでない22.1%事情による19.9%不知無答5.5%ど処罰論が過半数以上あったことである。姦通罪廃止後30余年、人妻の性道徳低下の世相を憂えての復活意見と思わざるを得ない。現に近頃は新型の素人売春として主婦売春が現れて来ている。これは明に姦通犯罪である。

既に姦通不処罰が定着し世は性犯罪全般に寛容であるにも拘らずこれだけ多数の支持があることは意外といえる。若し復活となれば今度は当然男女平等処罰であろうし今の性道徳では反つて夫の方が妻よりも多数罰せられるに違いない。これは売春防止法の両罰論に類似してい

る。猥褻罪は今重大な疑義に曝されている。所謂ポルノグラフィイは刑法175条のような猥褻物の頒布陳列などを処罰する規定は直に思想表現の自由と関るものだからである。

売春は犯罪か、売春防止法は売春が人としての尊厳を害し性道徳に反し社会の風俗を乱すものであり、何人も売春をし又はその相手方となつてはならないと規定し、然も一般の法定犯（禁じられたるが故の悪）とも違って人としての尊厳を害する行為、善良の風俗を乱す道徳的犯罪行為であるとし自然犯（それ自体の悪）的性格を強く認めている。性に関する風俗犯罪は今日言われている非犯罪化（decriminalization）の対象とされる「被害者のない犯罪」とも言われ、価値感の変容と共に旧来の醇風美俗を刑罰を以て維持すべきかに関わる。徳川のお定書百ヶ条の中に、自分の女房に売淫をさせたものは死罪、但し生活に窮してやむを得ない場合はこの限りではないとあった。本法成立の当初婦人議員の中には非常に厳しく、そういう罪を犯すのは我等女性の敵であるとまで主張したと言われる。売春にせよ買春にせよ愛情を欠いた肉体の対価的利用、性を商品化し市場で売買する行為である。共に犯罪、共に罰せらるべきである。

敗戦後の売春取締は警察庁の立案した「売春取締条例」（昭和24年5月）と、GHQの「勅令9号」が二大支柱で共に両罰主義をとっていた。然しGHQの対策には抜け穴があり、公娼廃止後の風俗対策として一定地域に特殊飲食店（従来の遊廓の変形）を認めこゝで働く従業員（酌婦又は女給としての正業）が後の所謂赤線や青線（街娼）となった。両罰問題については昭和41年3月第51回通常国会参議員法務委員会に付託された改正案は相手方の処罰（1万円以下の罰金）その他であったが審議未了に終わった。改正案の国会提出はこれ以後行われていない。

四 売春の態様

フランスの社会学者マンシニ（J・Gマンシニ寿里茂訳）は「売春の社会学」の中で「少くとも売春を禁止している国にも、之を許している国と同様現実には売春行為が行われている、といみじくも言っている。売春防止法という売春とは対償を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交をすることであるが一見明瞭であるが実際には売春と売春でない性行為を見分けるについて問題も少くない。次に売春の態様と問題点を挙げてみる。

（一）売春の実態

(1) 街娼 常習売春婦で5条違反（勧誘売春）の対象、最近は (2) 屋台売春 おでん屋台車（移動飲食店）の主人又は女将が売子やお客を装って屋台に密着している街娼と客の間を周旋する。ポン引やタクシードライバーとも連携する。暴力団が屋台を管理下に置く場合も多い。(3) 主婦売春 夫婦が心身共に結合し安定のある家庭から抜け出して街頭に見知らぬ男を待つ等のことは皆無である。(4) ヒモつき売春 ヒモは夫又は内夫情夫が約半数で取締を逃れる為の協力者が逆になってヒモに搾取される例が多く最も更生の妨げになる。売春婦に知能低格者が多く大都市では家出娘を食いものにする連中が待っている。ヒモはまた強迫暴力麻薬等と結びつき強制売春の形をとる。

次に掲げるのは東京都民生局編「東京都の婦人保護」の中で、荒川区の婦人相談員の方の手記の一節である。

「売春は如何に女性の肉体をメチャメチャに破壊するものであろうか。年下の内夫の歓心を買う為に進んで売血売春を繰返す為、彼女達の静脈は青黒くブヨブヨしている。自分の血を売

り身体を売るのが何故悪い、泥棒するよりましだとわめき手に負えない。精神薄弱者の指導は困難である。長年の売春の明け暮れに思考力も低下していくのを見る時、売春行為は如何に精神的にも破壊していくものかを如実に物語るものであり恐ろしいと思う。精神薄弱なるが故に彼女達を利用する夫、内夫情夫のヒモの存在、彼等は実に狡猾である。ある夫は精神薄弱の妻を利用し売春に追いやり9ヶ月の身重で売春の相手方を捜している時交通事故で死亡した。何故寒空に最後の最後迄無理な身体で客をとっていたのか、妻とは名のみ、妻の死を悲むよりは多額に入る補償金に浮足立っていた夫、このような男の処罰は厳重に制裁を加えてやりたいと悲憤の涙をどうすることも出来なかった、

(5) コール・ガール 旅館等より直接電話で応じ或は観光旅行会社と提携するコール・ガール組織が女事務員、学生等を装う派出売春婦、斡旋すれば助長犯となる。

(6) トルコ売春 『売春王国ニッポン』の汚名と共に『公認売春』の最たるもの、公衆浴場法に基く特殊の入浴施設、公衆衛生の行政面より個室廃止等売春の機会と場所を奪い社会浄化と健全化を図らねばならぬ。

(7) モーテル売春 最近の盲点であるが昨年5月甲府市内の女子高校生ら110人がモーテルでの不純異性交遊で補導され教育関係者や父母等に大きなショックを惹き起したが、内容的には主婦売春の変形とも言える。その他売春の多様性は枚挙に遑がない。

この外売春と不即不離の関係にある麻薬暴力は女子を中毒者にし禁断症状にし高価な薬を入手の為に売春を繰返さず仕組で、心身を蝕み廃人となる。又子孫に因果を及ぼす性病の恐ろしさも売春立法の動機づけの一つである。性病の蔓延の烈しさについては敗戦直後米軍に対する『肉の防波堤』として国際親善協会(RAA)が国庫の支出で設立されたが半年後早くも閉鎖した最大の原因は性病の蔓延であった。当時7万の慰安婦の90%、G I (米兵)の70%が保菌者となった。

(二) 転落婦女子の態様の変化

我国の売春の実態は従来貧農出身が4割でありあとは女中、ホステス、ダンサー、女工、女給等からの転落者が多いと言われた。然るにこゝ数年転落婦女子の態様の変化がみられる。厚生省調「昭和45年婦人相談所における売春歴ある者の転落動機別取扱状況」によると、貧困等の経済的理由(主として生活苦、子女の教育、家族の病気送金、借金返済等)によるもの、昭和39年度41.2%が逐年減少して45年度には24.1%となり、家庭的理由によるもの(不和とか不遇等家庭環境による)昭和39年度22.2%が漸減して45年度は9.8%に好奇心等本人自身の理由によるもの(主として自暴自棄等の好奇心と虚栄心、誘惑怠惰等本人自身の性格による)39年度28.2%が45年度55.2%と漸増している。即ちこの間の10年間は逆転現象であり、我国の社会変動と価値感の急激な転換を示している。一方最近は本人自身の意志による売春が管理売春に結び付き、組織を利用し巧な売春の業態をとることが問題である。(五味百合子「売春対策と婦人保護の現状と課題」ジュリスト臨時増刊1973年6.25号)

次に昭和49年法務省調犯罪白書によると昭和33年婦人補導院(東京、大阪、福岡)開設以来48年迄の収容者3025人についてみると、年齢では20歳台が4割強、30歳台も4割近く次第に高年齢が多くなる。知能指数では90以上が略1割、限界級(IQ70台)約2割、70未満が半数を超え、特に3割以上の者が60未満で低知能の者の多いのが目立つ。(之は厚生省調の婦人保護施設収容者の知能についても甚だ似通っている。)性病罹患者は4割近く、その他3人に2人が何等かの疾病者である。教育歴は中卒最も多く半数が義務教育を終わっていない。配偶関係で

は3割近くが離別の経験歴を有し、有夫の者も略同じ割合を占めている。又未婚が4割近くである。

(三) ポルノ的風潮について

売春防止法により赤線地帯は消え前借金や搾取がつきもの、管理売春の悲惨さは影をひそめた、然し少年事件にみる不純交友等の非行からの転落、主婦売春の増加、同棲フリーセックス等性の許容度の拡がりと共に増々捕捉し難くなる現代の売春、このような環境の汚染と性の乱れに便乗して一部の作家や評論家の中には売春防止法の足を引張り、赤線の復活を示唆する潜在的な売春復活論や自由売春容認の動きがある。この風潮を煽るのは週刊紙や映画のポルノ自由化の叫びで表面上は尤もらしい理窟を掲げてても実質的には行詰った商業主義の打算の上の売らん哉主義の現れと言える。

我国のポルノセックス論争は男女平等の立場に立たず殆どが男性中心の性の解禁論が多い。昨年5月総理府が行った「犯罪と処罰等に関する世論調査」によると「性表現の自由化ポルノ解禁」に対して、賛成20%反対60%で反対は賛成の3倍を超える。同じ調査で昭和48年2月に行われた「風俗、性に関する世論調査」では反対72%昨年は稍反対派が退いたが明に反対派は優勢である。尤も昨年のを年齢別にみると、50歳台賛成12%反対72%、20歳台賛成40%、反対48%と傾斜している。所詮東西を問わず一番大切なことは究極的には性の負担を背負いこむのは現状では女性であることである。

ポルノ的風潮の及ぼす影響として、

- (1) 婚外児の増加 婚外性交による未婚の母は我国では数年前9000人と言われた。フランスでは昨年、未婚の女性が出産したとき、この女性とその間に交渉を持った総ての男性を父親と指名し子供の扶養義務を負わせる法律を国会で議決したと伝える。
- (2) 性病の増加 我国では昭和36年以降増加傾向にあり43年以降は横這い傾向という。WHOの統計でも昭和35年代から先進国の患者が増加しているという。この理由をピルの普及で物理的に接触感染を防ぐ避妊器具が使われなくなったことと、性教育はしても性病教育を怠ったことにもよるとしている。我国ではピル未解禁だが常用されているという。尤も昨年我国でピルは発癌性物質を含むとの警報があった。
- (3) 性交渉の自由は売春防止法に言う有償無償とは関係ないことになる。
- (4) 家庭そのものを否定する要素がある。男女性とも享楽本位となり子の扶養など関知しなくなる。

共産諸国はポルノ厳禁だがそれでもソ連でも性革命は起きてきているという。自由世界では全体として時の流れは性の解放と規制の緩和に向っている。然し性表現の自由化、性解放の要求が人間性の解放の要求であるとすればそれは当然動物本能とは異なるものであって然るべきで、人間は理性的存在であり、性表現に対して一定の制約のあるのは当然である。若し白昼路上で自由に性交するようになってはそれこそ禽獣と何ぞ撰ばんやである。著名な或る犯罪社会学者の言われるように「ポルノは禁じられたものをコソリ隠して見るという所が面白さもあり、総てを露骨化することは反って性の楽みを奪うもの、といえよう。

五 売春行為そのものは何故罰せられないのか

売春は犯罪であり禁止されている(3条)のに罰則がない。これは処罰しないで公衆の目に触れるような方法で街頭に出て人を売春の相手方になるよう勧誘する行為だけを処罰する(5

条、6ヶ月以下の懲役又は1万円以下の罰金）即ち単純売春（売春行為自体）を不法なものとし乍らこれに対し刑を科することをしない。罰せられるのは勧誘であることである。（買手は放任されている）従って人目につかないように相手方と意思の交換を行い商談を成立させれば違反とならない訳である。

立法当初の思考では寧ろザルの目から魚一売春婦一は逃げ出さず、処罰の相手は人身売買や搾取の元である置屋や業者で、哀れな売春婦は行為者でなく犠牲者、被害者であるとの発想が強かった。然し売春の形態が変化し本人自身の意思による売春が「管理売春」（売春業として12条に規定するもので売春婦を管理して売春させる、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金が科される。6条～13条に規定する助長事犯一周旋等、困惑、売春契約、場所提供その他一中の中心犯罪）と結びつき、罪悪感もなく互に利用し合う享楽本位のポルノ自由化の風潮は同情の余地もない。況や低知能者を操るヒモの処罰もなく片罰の下では事態はよくなならない。単純売春不処罰の理由として売春行為自体の立証の困難と旅館捜査等の人権侵害への考慮だけでは充分でない。所謂文化立法として禁止法でなく防止法としたのは立法上の妥協と思われる。

曩に述べた「人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」では単純売春の処罰は求めている。尚、世界の主要国で売春行為自体を犯罪とみなし罰する国はアメリカの諸州、イギリス、スイス、ソ連、ハンガリー、中国、チェコスロバキヤ、売春行為自体は所謂刑罰の対象としない国は、フランス、イタリア、西独、スペイン、日本もこれに入る。この外売春行為は法の対象とせず専ら社会風教の向上、道德の発達に委ねるという、放任制度をとる国にタイ国がある。

六 補導処分・婦人補導院

成人女子で勧誘等の罪を犯し起訴された場合、略式命令で罰金刑を言渡された者は罰金（1万円以下）を支払えば釈放、完納不能のときは労役場に留置される。又未決勾留から判決で懲役刑（6ヶ月以下）となりその執行を猶予するとき補導処分に付することが出来婦人補導院に送致される。補導院では売春の習性を矯正し正常な社会復帰を図る為の更生に必要な補導（生活指導、職業補導医療等）を行う。

補導期間は6ヶ月で退院すれば執行猶予も消える。収容継続は存在せず反対に仮退院が認められる。補導処分は保安処分として戦後唯一のもの、外国法では労作処分として売春婦について西独の労働所（アルバイツハウス）を始めスイス、オランダ、中国等で夫々同じような収容施設を設けて居り、オランダでは売春婦のヒモも収容する。

婦人補導院は東京、大阪、福岡の三ヶ所に創設され全国を区分して夫々の管轄区域とした。豊かな設備とソフトな開放処遇を誇る最も近代的な矯正施設（刑務所・少年刑務所・少年院・少年鑑別所等）の中の花形として世の脚光を浴びて誕生したがそれから10余年次表のように収容者は激減の一途を辿り46年3月大阪が収容業務を停止し、昨年4月から福岡婦人補導院も当分

婦人補導院の入出院状況（矯正統計年報による）

年次(年) 人員(名)	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
新収容者	96	278	408	396	331	248	248	253	231	150	123	86	49	46	42	40	27
退院者	23	159	379	398	352	287	224	253	241	196	130	107	56	45	32	55	30

の間収容業務を停止することゝなった。

このような補導処分の激減にも拘らず売春状況の複雑化と多様化、広い意味の所謂要保護女子層（性行又は環境に照して売春を行う虞のある女子）の増大は性病と同様潜行型より拡散化に転じつゝあることも衆目の見るところであろう。優れた国の施設を擁し作ら利用されない現状を顧みつゝ茲には補集処分の活用を中心とした問題点について考えてみる。

第一に補導処分を執行猶予と結びつける制度は補導処分の言渡を極度に限定するようになり補導処分に付される率は減少する一方である。仍ち補導処分本来の趣旨を生かす為立法当初有力に主張されたように「刑に代えて、純粋な保安処分として刑罰と切離して、即ち執行猶予とは関係なしにプロベーションも含む少年法における保護処分のように一言渡すという徹底した方式を再構想することである。同時に街娼のみならず売春を業とする婦人の総てを対象とすることである。

第二に之も立法当初より問題とされたが、純粋の保安処分に改編する為には現在の少年審判手続に準じて判決前調査制度を取入れることである。売春少女の場合は少年法により家庭裁判所及び少年鑑別所での治療的ケースワーク的処遇を経るので問題は起らないが、成人の未決監では売春婦にとってこの点に欠け更生の手遅れとなる。福岡補導院で入院時既に妊娠4ヶ月近く梅毒も三期症状、今のうち中絶しなければ子の運命は悲惨である。本人は低知能、相手の少年の名も居所も不詳で、熊本在の貧農の両親は中絶は同意したが面会にも来ず、本人は如何に説得するも頑として肯ぜず、遂に退院時期を迎え教官付添で9ヶ月の身重を帰郷させた。未決2ヶ月近く適切な処置出来ぬまゝ徒過した。早く補導処分をとるべきであった。

思うに検察、裁判側と厚生省関係の児童、精神薄弱、婦人、老人等各種福祉施設との法的連携がないことも売春婦にとって不幸なことである（特に性病罹患は敬遠される）近來裁判官は人身の拘束を嫌うの余り補導処分をとりたがらないことも手遅れの因となる。早期補導処分の下に補導院本来の機能を生かすべきである。尚売春の場合、成人少年共通した一貫処遇が望まれる。補導院と少年院の交流等法的に新生面を開いて欲しいものである。現に少女苑の中で売春（虞犯）は殖える傾向にある。その為にも判決前調査制度は不可欠ある。

第三に罰金刑は廢して法定刑は懲役のみとすることである。入院者の中には嘗て20数回に及ぶ罰金刑を重ねた者が居た。罰金を納める為に安易に売春を繰返す。（特に知能低格者は職業能力もなく責めるのは酷である）非行は深化するばかりであり、その上性病の検査治療も行われ難く放免されるので心身は蝕まれ性病は蔓延する。補導処分という教育的処遇を設け乍ら安易に罰金刑を先行させる実情を改めるべきである。売春婦の更生に罰金刑は不適當である。

（尤も買手をも罰する場合買手に対しては一般予防上の措置として罰金が考へられるし改正案も然りであった）若し検察側に起訴しても無罪になれば未決勾留中の費用の賠償問題が起るが罰金刑なら服するのでという「無罪」を防ぐ為の略式手続では有害である。売春婦の措置について略式手続が可能であることを改めるべきである。尤も刑訴463条は略式命令が相当でないものであると思料するのきは通常の規定に従い審判をしなければならないと規定するが事例はないようである。

尚、売春婦に実刑を科するのは刑事政策の量刑順序かも知れないが売春婦に効果はないと思う。事実上未決通算や仮釈放となった場合懲役6ヶ月以下が極端に短くなる。6ヶ月の補導期間さえ短か過ぎるとの声があるのに之では愈々補導処分は嫌われ遠ざかるばかりである。宛も之は少年が特別少年院送致より少年刑務所行を望むと同じである。唯早く出られるからである。

第四にヒモの処罰規定を設けること。更生を阻むものはヒモの存在である。ヒモについては随処に述べた通りである。補導院入院中の場合は勿論この調整に全力を尽くすが又本人が保護観察中であった場合は保護司と協力して環境の調査調整に当るが、多くの場合出院後は婦人相談員を煩わすのでヒモを呼び面接して協力解決に努力する。ヒモの中には屢々面会を強要し本人の領置金まで狙う者もいる。折角絶縁を約しても出院後は復元に復する。刑か保安処分か、ヒモの処遇こそ大事である。

最後に補導期間の問題がある。補導院誕生以来6ヶ月で何が出来るか、少くとも1年か（中には仮退院後の保護観察期間を含めての考え方もある）或は6ヶ月で期間の更新を認めるか、の改正意見が断えない。然し私は法務教官19年。福岡婦人補導院在職当時の経験も通して現在の儘の短期6ヶ月でいゝと思う。前述諸点が改正され早期補導処分をとるようにすれば猶更である。補導処遇の効果測定は難かしく諸般の考慮が必要で軽々断定は出来ないが、予後調査の形で行われることが多い。福岡婦人補導院在職中の予後調査の結果によると大要次の通りである。

即ち、昭和34年2月より40年3月末迄の出院者238名に対し担当保護司、婦人相談員、保護者の外女子刑務所等に出院者の状況につき回答を煩わした処、消息不明66、死亡2、入院加療中の者6計74名を除き164名の回答を得た。結果は「再犯なし」の中、予後良と認められた者—正業に就き或は結婚生活に入り安定した者—が42%「稍良」と認められた者—一定の職業なく生活不安定だが再犯に立ち至らない者—23%で約65%は更生の道を辿って居る。（「九州矯正」21巻90号）尚、東京婦人補導院出院者の予後調査によると、昭和41年より47年の間の累計430名について、再逮捕歴なしの者35.1%である。（昭和49年犯罪白書）

普通、少年院出院者（在院1年2ヶ月未満）の更生率30%に比し悪い方ではない。尤も矯正の仕事は量のみではなく、質こそ大切で、第一線の矯正職員は仮令100人に1人でも真に更生出来たら我事のように嬉しいのである。

売春の恐るべきは人間の人格の崩壊である。補導院は彼女等にとっての普通の生活考え方が実は異常であることを悟る最後の道場であった。些か回想めくが側面から見た婦人補導院の生活の一端を記す。魅力ある施設への残像である。

嘗て東京府中の関東医療少年院で大賀博士をお招きし院生と共に、二千年前の蓮の果の開花の御話を承った時の私自身の感激を補導院で話したことがあった。—生命の尊さということを一、晩年には病床にあり生活保護を受けねばならぬ程困窮しておられた清廉な博士の人柄、亡くなった時皇太子殿下御夫妻より賜った御見舞の花が枯れても猶枕頭に飾られていたこと等と共に、院生の何人かは声をあげて泣き出してしまったこと。また或る年の桃の節句の行事に作法室に手製の御雛様を飾り院生も職員家族も共に歌い語り合い祝ったことがあった。中に35歳の院生が自分は生れて始めて御雛様というものをして貰ったと生い立ちと共に涙した。補導院の女子教官は補導院誕生に備えて特に選ばれ特別研修をうけ大きな期待を寄せられた人々で、戦争未亡人も少なく、辛酸を経て立派に我子を育て上げて来られた人ばかりで、よく院生を受容した。

私は偶々50年来弓に親んで来たので矯正の一助に弓道を取入れた。弦をとりながら院生に教える。〴〵弓手（ゆんで）は母、弦—天地を吊る—とる馬手（めて）は父、架す矢は子、仲違ひしては子は育たないんだよ〴〵（良い射は生れない）と。（道歌—馬手は父弓手は母なり矢は子なり仲違ひして子は育つまじ）入院1ヶ月の院生（41歳小卒、IQ82、1児あり）の日記に「朝礼終って勉強、またそろばん、この勉強については私たちだけが何も知らずにできないのかと

思っていたけど、まだまだ同志が居るようで安心して、今までの通って来たことを反省して生れ変わったような気持で院内に入った日を大安と頑張ってがらう。

又、午後より弓道の会があり、院長先生は別として別の先生方が上手に弓を引くことは思いもかけなかった。ということは院内全員の先生方が心一つになって一生けんめいになって居られるからだと思います」字も十分に書けない売春生活に沈潜していた院生がこんなに感じてくれる一野球やボール投げなら誰でもするが弓など思ってもみなかったことを先生方が至極当り前のようにやっている一ことは我々こそ教えられる思いがした。（男女殆どの職員が期せずして弓を手にしてくれた師弟同行の姿であった）矯正や保護の第一線には胸をうつものが少くない。彼女等にとって真に安定した社会復帰は予後調査も示す通り矢張り結婚である。道歌のように良き家庭を持つことである。

七 保護更生

売春婦の保護更生について売春防止法は34条以下に、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設を規定する。これらの機関は法定定当時約4万の売春関係業者や、13万の従業婦の転業や転職斡旋という大業を終えた後は要保護女子の転落未然防止に力を注いで来たがその後の売春の態様の変化により事実上売春防止法には直接関りのない売春歴もなく転落の虞れはないが保護を必要とする一般の要保護女子の相談調査判定及び一時収容の機関に変化して来ている。特に婦人保護施設一婦人矯風会や救世軍に始まる古い歴史を持つ救済施設であった一については全国約60施設定員2200余名に対し実収容は約半数であり、厚生省は昭和44年通達を以て、この保護行政の体質変化を認めている。（五味百合子前掲）

昨秋10月東京都知事は「国際婦人年をきっかけとして行動を起す女達の会」の申入により子供を抱へて正式離婚迄の間「離婚の母の家」としてこの施設を充てると答へている。婦人保護施設に、無関係の対象者を収容することは人権問題でもあるし、また本人より一切費用を徴収しないことは、中には就職して相当の収入のある要保護者の更生指導上の問題とも言える。保護更生の分野は寧ろ売春防止法より離して独立の法制とすべきだとの声が既に久しく現場にある。殊に我国では専門のケースワーク的家庭福祉機関がないので併せ考える要がある。

八 短期大学と婦人福祉

以上売春防止法をめぐる婦人福祉の諸問題について考察して来たが、関係者を除いて一般に売春に関する意識の極めて低いことである。政府は「売春をなくす運動」というのを毎年法務省（矯正局）主催で関係機関へと働きかけて来たが、今は聞かない。同じ法務省（保護局）主唱の「社会を明るくする運動」は回を重ねて今や知名度も高い。少年非行防止と共に社会浄化の為に売春、性病（「性病予防週間」も余り耳にしな）も含めてこの運動に期待したい。嘗て九州の或る女子少年院長の述懐に、集団就職に送り出す時、担当教師が色んな事を想定して婦人相談所や相談員の事を知らされていたら自分の処に来ないでよかったのと思う、と。又性病についても補導院に来て映画「黒い血の恐怖」を見て二度と売春はしないと恐怖に戦く者もいた。無知程恐ろしいものはない。

厚生白書（婦人保護）も犯罪白書（補導処遇）も何れも所管の守備範囲に止り昭和40年以来何れも1～2頁内外の記述である。唯犯罪白書は売春防止法10周年17周年等の際は詳述し49年版では11頁に亘り特に最近の売春の実態と補導処分の激減、予後調査の結果をもとに更めてそ

の必要性を強調している。

終りに短期大学と婦人福祉についてみたい。7年余り社会福祉関係講座を担当して常に思う事は時間不足で満足な講義が出来なかったことである。「社会福祉」は2単位で、15週30時間、前期又は後期だけで終講となる。福祉の中の分野で婦人保護を詳論する余裕が無い。婦人保護事業の取上げ方について、短大テキスト用として現行のもの11種許りを調べてみたところ、最近刊行のもの程婦人保護の分野を完全に無視している。昭和39～40年頃初版のもの3種は売春防止法に基く保護更生と補導処分についても述べている。が今からみると時代のズレが感ぜられる。他の8種は逐年後退して最近数年の刊行は全然取上げていない。

昭和47年改訂の厚生省児童家庭局編「保母養成専門教科目教授内容」には「その他の福祉」として婦人保護とあるだけで何の説明もない。昭和40年旧版のものは「社会事業の制度体系」の(10) 売春防止を置き、売春防止法の意味とその内容の大要を理解させる。とある。`教授要目、の震源地はこの辺かも知れない。婦人保護の語感は女性差別かも知れぬ。またこれだけでは片付かぬ問題が余りに多い。「婦人福祉」として不動の分野を設け社会福祉概論の中で説明すべきで、一般教養として又専門科目として新講座を開くもよいと思う。昭和50年度の短期大学数は全国で513校、その中女子学生の占める割合は92.6%という。詳しくは考うべきである。

(以上)